

2023 年（令和 5 年）新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
年頭にあたり皆様のご繁栄とご健康を心からお祈り申し上げます。

3 年ほど続いたコロナ禍も弱毒化が進み、令和 5 年は人も社会も経済も動き出します。「静」から「動」へ移行する中、こころは、動ける喜びと共に、流れについていけない焦りやイライラも増えてくると思われます。

コロナ禍の真っ暗闇よりも、コロナ禍夜明け前が 1 番闇は深くなるかもしれません。

2020.6（令和 2 年）パワハラ防止法施行（中小企業も令和 4 年 4 月から施行）により企業におけるパワハラ対策義務化がスタート。

家庭内における虐待防止についても、2019 年（令和元年）6 月に児童福祉法等改正法が成立し、親（親権者等）は、児童への「しつけ」に体罰を加えてはならないことが法定化され、2020（令和 2 年）4 月から施行されています。

年々、幼い子どもを衰弱死させたり暴行を加える児童虐待事件が増えてくる中、裁判において被告人である親が、自身の行為は「しつけ」であって、「虐待」ではない!!と主張し「しつけ」の法律的根拠として「懲戒権」を主張する事案が増えていました。

民法 820 条

「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」

民法 822 条

「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができる。」

この 822 条懲戒権は、明治民法から続く規定で一般的には「しつけ」と解釈されていますが、児童虐待の口実になっていました。実際、岡山市で 5 歳の女兒が虐待死した事件で、鍋の中に長時間立たせたり、夜に全裸のまま墓地に立たせて叱責した親は「しつけ」だと説明していました。法律で「懲戒権」が定められている以上、叩くなどの行為についても「しつけ」であると、形式的には説明できてしまうのです。

しかし、時代は変わりました。

2022（令和 4 年）10 月 14 日閣議決定により、これまでの懲戒権を削除。

「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達に程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」

民法 822 条（懲戒）を削除し、新たな条文として、親権者について、子の利益のために監護・教育ができることを前提に

「子の人格を尊重するとともに、年齢および発達に程度に配慮しなければならない」とし、「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の禁止を明記しています。

日本では、昔から子どもを親の所有物と考えるきらいもあります。

例えば、子どもを道連れにした心中などは、海外ではほとんど例がないと言われています。

民法を改正して懲戒権を削除することは、体罰を決して認めないという強いメッセージになり、ひいては子どもの権利条約の理念が浸透することにもつながります。

わが子を思って、つつい感情的に声を荒らげたり、強く当たりすぎた苦い経験は誰にでもありますが、いかなる時も、心や体への暴力は許されない。その意識を社会全体で広く共有しなければなりません。

しかし、人間がこれまで当たり前だったことが、法律が変わったからと、簡単になくなるわけではありません。特に、こころがついていかないわけです。

法律改正により、これまで以上に虐待にならないよう子育てをする親のストレスは、今まで以上に高まることが予想されます。しつけの名の下に虐待することは許されませんが、親は親で必死に子育てをしている側面もあるのです。

弊会は、名古屋の心理学・カウンセリング普及の草分け的存在として、約 30 年に渡り、カウンセリングという手法を用いて、こころサポート、回復に力を注いできました。

令和の時代に生きる

子供や若者のこころを守るために

子育てに悩む親御さんの心を守るために

今後も精進していく所存です。

本年も御指導、御鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

2023 年（令和 5 年） 元旦

NPO 法人コアカウンセリング支援協会 理事長 宮崎勝博